

平成22年3月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 坂本香織

平成21年(ネ)第5988号保険金請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第2571号)

口頭弁論終結日 平成22年2月8日

## 判 決

控訴人(原告) 有限会社

代表者取締役

訴訟代理人弁護士 田 中 千 草

同 杉 村 亜 紀 子

被控訴人(被告) 保険株式会社

代表者代表取締役

訴訟代理人弁護士 松 坂 祐 輔

同 桑 島 良 太 郎

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、2197万3000円及びこれに対する平成2

0年2月19日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、被控訴人との間で、控訴人所有に係る原判決別紙物件目録記載の主たる建物（以下「本件作業所」という。）、符号1の附属建物（以下「本件居宅」という。）及び符号2の附属建物（以下「本件事務所」といい、本件作業所及び本件居宅と併せて「本件建物」という。）並びに本件作業所及び本件事務所内の設備及び什器等を目的とする事業活動総合保険契約（保険事故に火災を含む。）を締結していたところ、火災により本件建物及び本件建物内の什器等につき損害を受けたと主張して、被控訴人に対し、同契約に基づき、損害保険金及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成20年2月19日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原判決は、控訴人の請求を棄却したので、控訴人が控訴した。

2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、下記3に当事者の当審における主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1ないし6項（原判決2頁11行目から同16頁11行目まで。ただし、原判決5頁8行目及び11行目の「別紙図面4」を「別紙図面3」にそれぞれ改める。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当事者の当審における主張

(1) 控訴人

ア 火災の原因として、オイルのついた洗濯物の自然発火も考えられる。経

済産業省所管の独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）によると、「オイルのついた布やスポンジ等は燃えやすく自然発火などの可能性があり、火災の原因になる。」とのことであり、実際に、ワックスがしみ込んだタオルを放置していたところ、数時間後に発火したという事故情報が報告されている。また、NITEの実験によるとアロマオイルの染み込んだ洗濯物を洗濯機で洗い、乾燥機で乾燥させ、放置しておく、2時間余りで自然発火することが確認されている。現に、アロママッサージ店やエステサロンでアロマオイルのついた洗濯物による自然発火による火災が多発している。

イ 控訴人は、個人家庭の洗濯物ではなく、法人の洗濯物を大量に扱っており、具体的にはホテルのリネン類のほか、エステサロンのタオルやガウンなどを扱っていた。エステサロンでは、アロマオイルや美容クリームなどを使ったサービスが行われており、タオルやガウンにオイルが付着していることが非常に多い。そして、発火箇所である原判決別紙図面3の見分範囲Dには、衣類ワゴンケースや衣類等が入った段ボール箱が近くにあり、オイルのついた洗濯前の洗濯物や洗濯・乾燥後の洗濯物が置かれていた。したがって、本件火災の原因が洗濯物の自然発火である可能性は極めて高いというべきである。

## (2) 被控訴人

ア 所轄消防署は、自然発火など初めから一顧だにしていない。

イ オイルの付着した衣類をクリーニング業者に出すのは、オイルによる染み抜きのためである。したがって、洗濯し乾燥する際には、既にオイルは

取れており自然発火など起こらないし、プロであるクリーニング業者であれば、この程度のことは知悉している事由である。だからこそクリーニング業者における自然発火の事故例など報告されていないのである。

ウ 消防署の実況見分の結果によると、衣類の入っていた鉄製ワゴンケースの周囲は、床面がコンクリートのため、「焼損を帯びた衣類や残存する整理棚を全て除去するも、不燃材であるため、焼損模様等の痕跡が伺えない。」とされている。したがって、ここから出火したと仮定しても、周囲に可燃物がなく、火災が拡大せず建物全体を焼損させるような火災には至らないのであり、実際にもここから延焼拡大した痕跡は存在しない。しかも、「集積されている衣類は、高低に関わらず、一様に炭化模様を呈している。」との記載から、集積された衣類は燃え残っているのである。これらの衣類が出火箇所であれば、燃え残っているはずはない。また、「一様に炭化模様を呈している」との記載からも、集積された衣類が外からの火災により、一様に炭化模様を呈したことが明らかである。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求は、理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり付加ないし補足するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第3の1及び2（原判決16頁13行目から同28頁6行目まで。ただし、原判決16頁18行目の「別紙図面4」を「別紙図面3」に、同19行目の「別紙図面3」を「別紙図面4」に、同18頁15行目の「別紙図面4」を「別紙図面3」にそれぞれ改める。）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 本件火災の原因については、以下の点を指摘することができる。①出火箇所

と認められる本件作業所内の原判決別紙図面3の見分範囲Dには、アイロン機、プレス機、石油系ドライ機の電気機器が存在した。しかし、本件火災後の実況見分時には、アイロン機、プレス機の電気配線は束ねられた状態であり、差し刃等にも焼損は認められなかったし、石油系ドライ機は当時使用されておらず、また、その配線用の遮断機は「入」を示して過負荷が生じなかったことを示していたのであるから、これらの電気機器が原因で出火した可能性はないものと認められる。また、②本件火災が発生した当日、上記見分範囲Dにおいて、

が16時30分ころからアーク溶接器で上記石油系ドライ機の固定作業を行ったのであるが、同人は17時には上記作業を終えているのである。そして、及び従業員3名は18時45分ころまで、控訴人代表者は20時ころまで本件作業所内にいたのであるから、仮に の上記溶接作業による火花が本件火災の原因であるとすると、当然、他の者が本件作業所内にいる時点で発火し、早期に発見されたはずである。したがって、上記溶接作業による火花が原因で出火した可能性もないものと認められる。③上記見分範囲Dには、衣類の入った鉄製ワゴンケースや段ボール箱が存在したところ（乙1の28）、控訴人は、オイルのついた衣類の自然発火の可能性を指摘する。しかしながら、消防署の実況見分調書等には、本件において衣類が自然発火したことをうかがわせるような痕跡は何も記載されていない（だからこそ消防署も出火原因として衣類の自然発火を検討対象にすらしていない。）。むしろ、実況見分調書（乙1の3）には、集積されている衣類は一様に炭化模様を呈していると記載されているのであって、衣類自体が発火源になったというよりも他からの火勢を受けて衣類が一様に炭化したとみる方が自然である。④そ

うすると、他に火災原因がうかがわれない本件火災については放火が強く疑われるというべきである。ところで、 は20時20分ころには出火を覚知し、 が消防署に通報した20時24分ころには本件作業所の屋根から火炎が噴き出ていたのであり、また、消防隊が到着した20時30分ころには既に本件作業所の北側の屋根部分が燃え抜け、火勢が立ち上がっていたのであるから、20時ころには既に有炎着火に至っていたと推認するのが自然であるところ、控訴人代表者は20時ころまで本件作業所にいたのであるから、控訴人代表者が本件作業所を出た後、有炎着火までのわずかの間に第三者が本件作業所内に侵入し、放火することは極めて困難である。また、控訴人代表者は、平成13年8月10日、平成18年12月31日にも火災にあい、いずれの火災についても火災保険金を受領しているところ（原審控訴人代表者）、3度も火災にあうというのはいかにも不自然である。そして、控訴人代表者は、関連会社の設立を繰り返し、断続的に関連会社、控訴人代表者又はその関係者の所有する不動産に対して差押え等をされ、これらを競売によって失うなどしており、経済的に困窮していた状況が続いていたことがうかがわれる。以上の点を総合すると、本件火災の出火原因は、控訴人代表者又はその意を受けた者による放火によるものであると推認するのが相当である。

したがって、本件火災は、控訴人代表者の故意によるものといえるから、被控訴人は、本件約款5条1項(1)により、損害保険金の支払義務を負わない。

### 3 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 大 坪 丘

裁判官 宇 田 川 基

裁判官 足 立 哲